

令和2年度 港区の子どものための離婚前後の親への支援について

1 概要

(1) 経緯・背景

平成24年4月「民法等の一部を改正する法律」の施行により、協議離婚の際に夫婦が取り決める事項として、面会交流及び養育費の分担が明文化されました。

子の利益の観点からは、離婚後も離れて暮らす親と子との間で適切な面会交流が行われることや相当額の養育費が継続して支払われることが必要であり、そのためには予め取り決めをしておくことの重要性が謳われています。

本年7月に開催された子どもの貧困対策大綱見直しのための有識者会議では、子どもの貧困に関する指標に、離婚後に養育費を受け取っていない割合の指標を盛り込むことが検討されている等、現在は離婚後の養育費の支払いについて、大きな転換期となっています。

このような状況のもと、兵庫県明石市では平成30年11月から「養育費立替パイロット事業」が試行的に始まり、大阪市でも昨年4月から養育費の保証促進事業が始まっています。

(2) 課題と解決策

平成28年港区保健福祉基礎調査においても、ひとり親世帯が子育てに関して特に悩んでいることについて、「経済的な余裕がないこと」が58.4%と最も多くなっており、子ども家庭課に寄せられる養育費に関する相談についても増加しています。

区においても、離婚によって子どもが受ける心理的・経済的負担を最小限にとどめ、子の健やかな成長を促すために、離婚前後の保護者を支援し、養育費の継続的な受け取りと適切な面会交流の実施を支援する取組を行います。

2 新たな取組

(1) 離婚前後の弁護士相談【令和2年10月～】

離婚を考えている又は、すでに離婚した保護者が、養育費や面会交流の取決めについて、子どもの福祉と利益を視点にして考えることができるよう離婚問題に精通した弁護士による相談を月1回予約制で実施します。

【実施場所】

区役所7F子ども家庭課相談室

(2) 養育費の保証推進事業

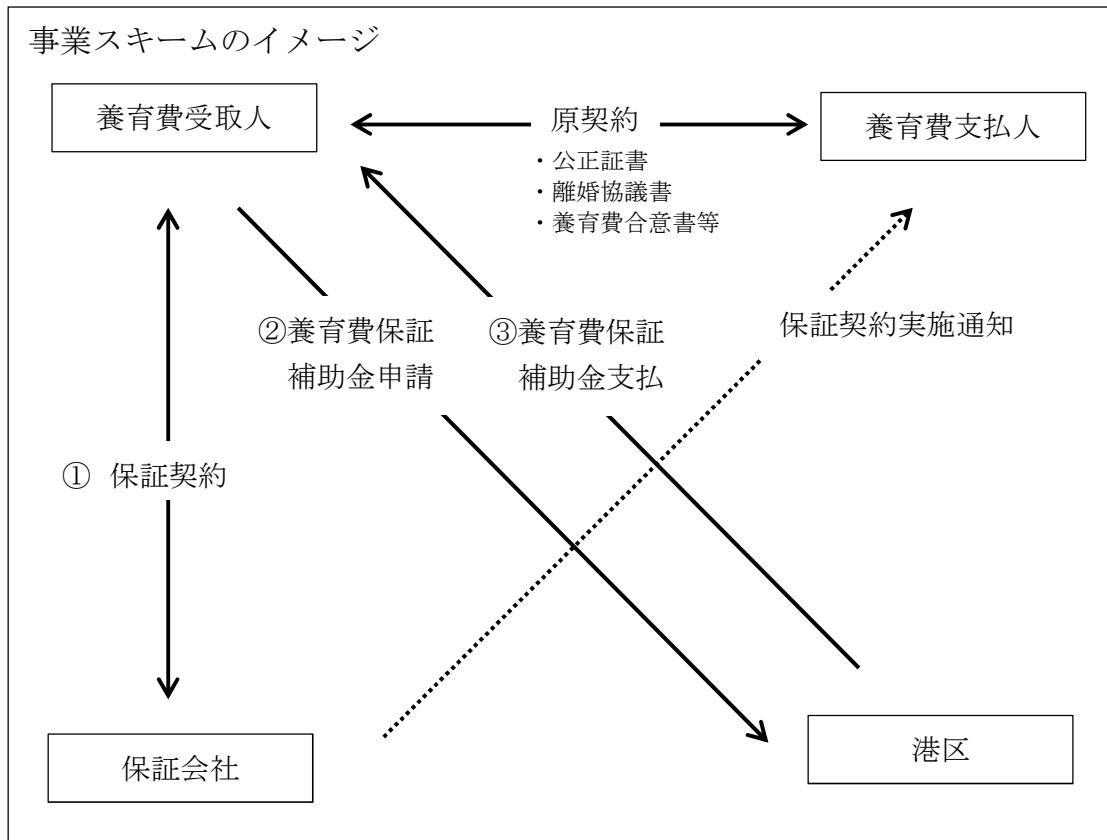
養育費の確保を保証し、子(18歳未満)の生活基盤を安定したものとするために、保証会社と養育費保証契約を結ぶ際の本人負担(保証料上限額5万円)を補助します。

また、養育費の支払いや面会交流の機会を確実に確保するため、話し合いによる取決めを支援する裁判外紛争解決手続(ADR)の利用費用の一部(5万円を上限)を補助します。

具体的な仕組み

<養育費保証サービス利用補助>

- 1) 対象者が、保証会社と養育費保証契約を締結する際の経費のうち、保証料として本人が負担する費用を上限5万円まで補助します。
- 2) 養育費の最大12回分を保証会社が立て替えます。



【効果】

- ・支払義務者の支払いを促進し、養育費の確実な受取ができる。
- ・保証料の負担のみで、養育費不払いの不安が解消でき、子どもの生活が安定する。

<ADR利用補助>

- 1) 対象者が、ADRを利用する場合、1回目の調停期日までにかかる費用を上限5万円まで助成します。

【効果】

比較的紛争性の低い夫婦の場合、ADRを利用することによって、話し合いにより養育費の支払いや面会交流の決めが促進されます。

(3) 面会交流コーディネート事業

離婚後の子どもの気持ちに添った適切な面会交流が実施されることを目的として、区内に住む中学生までの子どもを対象とした面会交流コーディネートを民間事業者(NPO法人東京面会交流支援センター)に委託して実施します。

【事業規模】

年10組、1組につき12回まで支援